

# 台湾交通部観光署

## フライ&クルーズ訪台助成金プログラム

- 一、 交通部観光署(以下本署と称する)は、台湾をフライ&クルーズ旅行における交通結節点(ハブ)にすべく、外国のクルーズ客船会社に対する台湾での寄港を促進すると共に、航空機と客船の二種類の交通手段を使った訪台旅行を組み合わせて、世界各地の観光客を台湾に誘致することを目的として本プログラムを定める。
- 二、 助成金の対象：
  - (一) 各国及び中国大陸地区（香港及びマカオを含む）の主管機関が認可したクルーズ客船会社とする。
  - (二) わが国に会社登記がある総合旅行業または甲種旅行業。
- 三、 本プログラムにおいて使用される用語の定義は以下の通りとする。
  - (一) クルーズ客船：交通の他、宿泊、レストラン、レジャーなど多機能施設を持ち合わせた客船をいう。
  - (二) フライ&クルーズ旅行：航空機と客船の二種の交通手段を組み合わせた旅行形式をいう。
  - (三) フライ&クルーズ旅客：航空機と客船の二種の交通手段を組み合わせた形式により訪台旅行する外国人旅行客をいう。（中国大陸地区及び香港、マカオを含む）。
- 四、 助成金の受給条件と基準について
  - (一) フライ&クルーズ旅行を取り扱うクルーズ客船会社は、一航海につき、実際に入国したフライ&クルーズ旅客に対し、10ドルの助成金を受け取ることができる。
  - (二) 同一申請案件は本署が実施するほかの奨励または促進プログラムに重複して申請することはできないものとする。

## 五、 経費報告と支払いについて

(一)クルーズ客船会社は、台湾入出国に係る申請手続きを行う際、わが国の定める商港法、航業法、船舶法及び関連規定を遵守しなければならない。

(二)助成金受給対象となる法人が2つ以上ある場合、対象者同士で協議し、そのうちの1つが申請をしなければならない。

(三)助成金受給対象の申請者はクルーズ客船が台湾に停泊し、それぞれの申請する行程が終了した後、120日以内（それぞれの申請する行程の終了日の翌日から起算）に以下の書類を本署に提出し、審査を受けなければならない。

1. 助成金交付申請書（添付資料1）
2. 受領書（添付資料2）
3. 船舶代理店が確認した船舶搭乗旅客名簿（添付資料3）
4. クルーズ客船行程資料
5. 助成金受給対象が公務員利益相反防止法第2条および第3条に定める公務員またはその関係者に相当する場合、同法第14条第2項に定める公務員およびその関係者の身分関係申告表（添付資料4）および誓約書（添付資料5）を提出しなければならない。

(四)申請期限を過ぎた場合、または申請期限内に申請した書類に不備があり、本署から補正を求められた期限内に資料を提出しなかった場合、本署は申請を受理しないものとする。

(五)助成金の申請をするクルーズ客船は、2028年(中華民国117年)12月31日までに台湾への航程を完了しなければならない。助成金の交付額は、実際に台湾に入国し、滞在時間が累計48時間以上のフライ&クルーズ旅客数に基づき算出し、クルーズ客船会社の指定する銀行口座へ直接送金する。

(六)申請期限は、2029年(中華民国118年)4月30日までとする。

## 六、 経費の出所について

本プログラムにおける助成金の経費は、本署の観光発展基金予算により捻出される。経費は申請の先着順に確保され、当年の予算枠に達した場合は、申請の受付を終了する。

七、 指導及び審査について

本署は、フライ&クルーズの助成金申請に関する指導責任を負うこととし、助成金対象者に虚偽報告や入国旅客人数を過剰に計上するなどの粉飾が発覚した場合は、過分に支払った助成金の返還を請求すると共に、当該対象者に対し、助成金の支給を一年間停止することとする。